

学校法人東北公益文科大学ハラスメント防止に関する規程

制定 令和6年3月28日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東北公益文科大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、本学における教育研究上、修学上及び就労上の公正の確保並びに学生及び教職員の利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当する行為をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント 本学における各種の活動と関連して、性的な言動により、相手に対し不利益な処遇を与える行為又はその活動に係る環境を害する行為（適正な権限の行使に当たるものを除く。）

(2) アカデミック・ハラスメント 本学における教育活動又は研究活動と関連して、教育研究上の優位な立場に基づく言動（性的な言動を除く。）により、相手に対し当該教育研究上の関係において不利益な処遇を与える行為又はその修学若しくは研究に係る環境を害する行為（教育研究上必要、かつ、相当な範囲内のものを除く。）

(3) パワー・ハラスメント 次のいずれかに該当する行為

ア 本学における業務活動と関連して、業務上の優位な立場に基づく言動（性的な言動を除く。）により、相手に対し当該業務上の関係において不利益な処遇を与える行為又はその就業に係る環境を害する行為（業務上必要、かつ、相当な範囲内のものを除く。）

イ 本学における学生活動と関連して、学生活動上の優位な立場に基づく言動（性的な言動を除く。）により、相手に対し当該学生活動上の関係において不利益な処遇を与える行為又はその学生活動に係る環境を害する行為（学生活動上必要、かつ、相当な範囲内のものを除く。）

(4) その他のハラスメント 前3号に掲げるもののほか、本学における各種の活動と関連して、不適切な言動により、相手に対し不利益な処遇を与える行為又はその活動に係る環境を害する行為

2 前項各号に定める「環境を害する行為」とは、同項各号に定める言動により、その相手に対して苦痛又は不快感を与えるとともに、これによって当該相手が自己の活動を行うにつき看過できない程度の支障を生じさせる行為をいう。

3 この規程において「教職員」とは、本学の教員及び職員をいう。

- 4 この規程において「学生」とは、本学に在籍する学部生及び大学院生をいう。
- 5 この規程において「保証人等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 学生の修学のため学費を負担する者又はその身分を保証する者
 - (2) 学生の親族
- 6 この規程において「関係者」とは、第3項から前項までに定める者を除き、本学と職務上の関係を有する者その他本学と相応の関わりがあると認められる者をいう。
- 7 この規程において「監督者」とは、学部長、研究科長及び事務局長をいう。
- 8 この規程において「申立人」とは、第13条1項によりハラスメントの申立て（以下「申立て」という。）を行った者をいう。
- 9 この規程において「被申立人」とは、申立てにおいて申立人がハラスメント行為を受けたとする相手方をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、ハラスメントに起因する問題の当事者の双方又は一方が学生又は教職員である場合において、適用する。ただし、第19条の規定は、ハラスメントを行った者が保証人等又は関係者である場合には、適用しない。

（教職員及び学生の責務）

第4条 教職員及び学生は、この規程及びこの規程に基づいて第7条の委員会が定めるガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に従い、ハラスメントをしてはならない。

（理事長及び学長の責務）

第5条 理事長は、教職員に対してこの規程及びガイドラインに基づいたハラスメントの防止に関する研修を継続的に行うことにより、ハラスメントの防止に努めなければならない。

- 2 学長は、学生に対してこの規程及びガイドラインに基づいたハラスメントの防止に関する研修を継続的に行うことにより、ハラスメントの防止に努めなければならない。この場合において、学長は、学生の心身の発達の程度に応じ、教育上必要な配慮をしなければならない。

（監督者の責務）

第6条 監督者は、教職員の模範としてハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じたときは、迅速、かつ、適切に対応しなければならない。

（委員会の設置）

第7条 本学に、個人の尊厳の尊重及び両性の本質的平等を定めた憲法、教育基本法、労働基準法、男女雇用機会均等法等の趣旨に則り、ハラスメントを防止するとともに、救済を図ることにより、快適で差別のない教育研究環境及び就労環境を確保するため、ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成及び運営)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数によって構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 5名

2 委員長は、理事の中から理事長が任命し、委員長は、委員会を代表し、その業務を統括する。

3 副委員長は、委員の中から委員長が任命し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代行する。

4 委員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 理事を除く教員の中から学長が任命する者 3名
- (2) 事務局長を除く一般職員の中から理事長が任命する者 3名

5 委員長、副委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

6 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、出席委員の過半数をもって決議する。ただし、教職員及び学生の懲戒の勧告に関する承認については、出席委員の3分の2以上の同意によって決議する。

7 委員会の事務は、総務課が行う。

(委員会の任務)

第9条 委員会は、前条の目的を達するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメントの防止に関する周知、啓発及び研修
- (2) ハラスメント事案の調査及び調査結果の審議
- (3) ハラスメントに起因する問題の解決に関する事項及び措置の勧告
- (4) ハラスメントの再発防止に関する指導
- (5) ガイドラインの制定
- (6) 第11条の相談員に関する事項
- (7) その他ハラスメントの防止のため必要な事項

(調査部会の設置)

第10条 委員会は、ハラスメントに起因する問題に係る事実関係を明らかにするため必要があるときは、調査部会を設置することができる。

2 調査部会は、当該ハラスメントの当事者と指揮命令関係及び利害関係のない委員の中から全委員の互選により選出された3名の委員で構成する。

3 調査部会は、必要に応じて委員会以外の者の出席を求めその意見を聴取することができる。

4 調査結果については、委員会に報告しなければならない。

(相談員)

第11条 ハラスメントに起因する問題についての相談及び申立てに対応するため、委員会に相談員を置く。

- 2 相談員は、委員長が任命する。
- 3 相談員は、この規程及びガイドラインに従って業務を行わなければならない。
- 4 相談員は、ハラスメントに起因する問題について相談があったときは、速やかに委員長に報告しなければならない。
- 5 報告を受けた委員長は、委員会を招集することができる。

(相談)

第12条 学生、教職員、保証人等及び関係者は、ハラスメントに起因する問題について前条に規定する相談員に相談を行うことができる。

(申立て)

第13条 申立ては、申立人が委員会の定める「ハラスメント申立書」の様式により、委員長に対して行う。

- 2 申立ては、その対象となる行為があった日（当該行為が2日以上にわたるものについては、その初日とする。）から起算して3年を経過したときは、これを行うことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、前項に定める期間を経過した後に申立てを行うことができる。
- 4 委員長は、第1項に規定する「ハラスメント申立書」において、申立人が選択した「対応についての希望」が問題の解決を促す方法として適当でないときは、申立人に対し、対応の変更を求めることができる。この場合において、申立人が対応の変更を行ったときは、申立て時に変更後の対応を選択したものとみなす。

(委員会業務への協力義務)

第14条 学生、教職員、保証人等及び関係者は、委員会が申立てを取り扱うために実施する調査その他の委員会の業務に誠実に協力しなければならない。

(申立ての不受理)

第15条 委員会は、次に掲げる場合には、申立ての不受理を決定することができる。

- (1) 申立てが、過去に行われた申立て（次条第1項の規定に基づき取り下げられたものを除く。）に係る事実関係と同一の事実関係を基礎としている場合
- (2) 申立てに係るハラスメントに起因する問題を解決するため、申立て以外に適当な方法があると認められる場合
- (3) 申立ての趣旨が、委員会の職務の範囲を超えている場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委員会が不受理を相当と認める場合

(申立ての取下げ)

第16条 申立人は、申立てを取り下げることができる。ただし、委員会が申立てを受理し、被申立人等からの聴取が開始された後は、申立てを取り下げることができない。

2 委員会が、申立人に対し申立てに係る事実関係の聴取その他ハラスメントに起因する問題の解決のために必要な事項を要請したにもかかわらず、申立人が正当な理由なくこれに応じなかったときは、委員会は、当該申立てが申立人によって取り下げられたものとみなすことができる。

(調査の期間)

第17条 調査の対応は、6か月以内とする。ただし、委員長は、正当な理由があると認めるときは、これを延長することができる。

(緊急措置の要請)

第18条 相談又は申立てに関し緊急の対応を要する場合は、委員長は、それぞれ相談をした者又は申立人の同意を得たうえで、監督者に適切な措置を要請することができる。

(措置の勧告)

第19条 委員会は、調査及び審議の結果、ハラスメント行為が確認された場合には、当事者及び関係部署に対し、ハラスメント再発防止のための具体的措置を取るよう通知し、その結果の報告を求めることができる。

2 委員会は、監督者に対し、ハラスメントに起因する問題の解決又は防止のために必要な措置をとるよう勧告することができる。

3 委員長は、当該ハラスメントが重大で、かつ、緊急な処分が必要であると判断する場合は、委員会の議を経て、教職員及び学生の懲戒処分等の手続きの発動を関係委員会(懲戒委員会)に勧告することができる。

(守秘義務)

第20条 第8条第1項各号に定める者及び第11条1項に定める相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を離れた後も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、当該秘密を開示することができる。

(1) その職務の遂行上必要と認められる場合

(2) 当事者の請求に係る学内の事務において、前項の秘密を開示しなければ当該事務を取り扱うことができない場合

(プライバシーの尊重)

第21条 申立人、被申立人及び第14条の規定により協力した第三者(以下「第三者」という。)は、申立てが行われた事実又は委員会の対応において知り得た情報をみだりに他人に開示してはならない。

2 前項の規定は、申立人又は被申立人が、法律で定められた権利を行使するため前項の情報を利用することを妨げない。

(報復等の禁止)

第22条 学生、教職員、保証人等及び関係者は、第12条の相談を行ったこと、申立てを行ったこと、又は委員会の業務に協力したことに対して、報復又は嫌がらせをしてはならない。

(不利益な取扱い等の禁止)

第23条 監督者は、第12条の相談をした者に対し、相談をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

2 監督者は、申立人に対し、申立てをしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

3 監督者は、被申立人に対し、申立てをされたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

4 監督者は、第三者に対し、委員会の業務に協力したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(不利益な取扱い等に関する処分の勧告)

第24条 委員会は、監督者が前条の規定に違反する行為を行ったときは、理事長に対し、懲戒処分に係る手続を検討すべき旨を勧告する。

(準用)

第25条 この規程は、学校法人東北公益文科大学の役員に準用する。この場合において、「教職員」の規定は、「学校法人東北公益文科大学の役員」と読み替える。

(委任)

第26条 この規程に定めるほか、ハラスメント防止に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和6年3月29日から施行する。

2 学校法人東北公益文科大学ハラスメント防止委員会規程（平成13年3月30日制定）は、廃止する。